

贈与税・相続税の納税猶予特例、迫る計画書の提出期限

ファミリーコンサルティングニュースレター

デロイト トーマツ税理士法人
ファミリーコンサルティング
2025 年 10 月

※ デロイト トーマツが寄稿した「日経ヴェリタス 電子版」 2025 年 9 月 18 日記事を転載しております。
元記事は[こちら](#)よりご覧いただけます。

中小企業庁の調査（2023 年 12 月 13 日公表）によると日本の会社の約 99.7%は中小企業です。国税庁が公表している会社標本調査結果によると 23 年度分の法人数は 295 万 6717 社、日本証券取引所の調査によると 23 年の上場会社数は 3933 社となっており、全体の約 99.9%は非上場会社です。中小企業・非上場会社は日本経済の中核を担っているといえます。

日本は海外に比べて相続税率・贈与税率が最大 55%と高く、納税のために財産を手放す例も少なくありません。非上場会社は自社株式を親族内で承継するケースが多く、自社株式を納税資金確保のために手放すとなると、自社の存続に大きな影響を及ぼし、円滑な事業承継が困難になる可能性があります。

円滑な事業承継のための対応策の一つとして、贈与税・相続税の納税負担を軽減する措置として「事業承継税制」（贈与税・相続税の納税猶予）があります。

納税猶予、特例制度とは？

納税猶予制度は、後継者が、非上場会社を経営していた先代経営者から贈与・相続によりその会社の株式を取得し、その取得した株式に係る贈与税・相続税の納税を猶予する制度です。09 年度税制改正において創設された納税猶予制度（一般制度）に加え、18 年度税制改正では 10 年間の措置（27 年 12 月 31 日までの贈与・相続に適用される特例制度）が創設されました。

一般制度と特例制度の主な違いは下表の通りです。

納税猶予制度：一般制度と特例制度の主な違い

	一般制度	特例制度
事前の計画策定等	不要	特例承継計画の提出 (2026 年 3 月 31 日まで)
適用期限	なし	2027 年 12 月 31 日まで
対象株式	発行済議決権株式総数等の 3 分の 2 のみ対象	議決権株式の全て
納税猶予割合	80%	100%
承継パターン	複数の株主から 1 人の後継者	複数の株主から最大 3 人の後継者
雇用確保要件	承継後 5 年間平均 8 割の雇用維持	実質的撤廃
先代経営者等 (贈与者)	贈与又は相続の直前において 同族関係者（後継者を除く）の中で 筆頭株主であること	贈与又は相続の直前において 同族関係者（特例受贈者を除く）の中で 筆頭株主であること

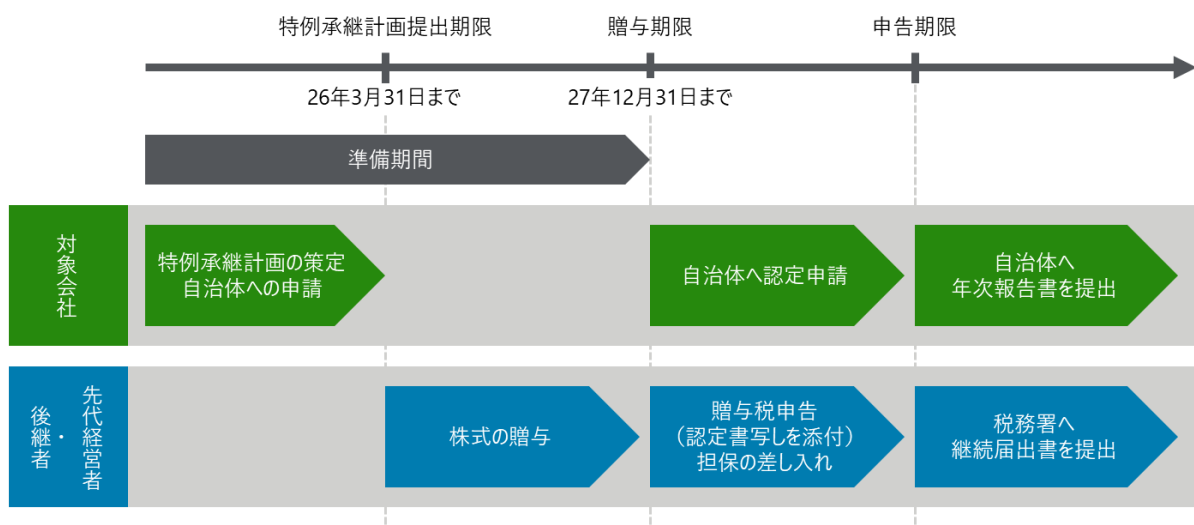
特例制度では、27 年 12 月 31 日までの贈与・相続について適用という期限付きではありますが、納税猶予の対象となる株式数の制限（一般制度では株式総数等の 3 分の 2 まで）の撤廃や、納税猶予割合の引き上げ（一般制度では税総額の 80% が限度となっているところ、特例制度では税総額の 100% を猶予可能）等の措置がなされています。

特例制度の適用を受けるためには特例承継計画（事業承継の予定時期、承継時までの経営見通しや承継後 5 年間の事業計画等を記載し、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けたもの）を、26 年 3 月 31 日までに、所轄の都道府県に提出する必要があります。特例承継計画の提出期限は税制改正により、24 年 3 月 31 日から 26 年 3 月 31 日に延長されました。一方で、特例制度自体の期限（27 年 12 月 31 日までの贈与・相続）については延長されていないため、留意が必要です。

納税猶予の手続き

納税猶予制度の適用を受けるためには、所轄の都道府県知事による認定（円滑化法認定）を受ける必要があります。認定の有効期限は、後継者ごとに、最初に納税猶予の適用を受ける贈与・相続に係る贈与税・相続税の申告期限の翌日から 5 年を経過する日までとなっています。当該期間中には、認定ごとに次号継続報告が必要になるため、一度申請したら終わりというわけではありません。

手続きのイメージ（贈与の場合）



納税猶予の主な案件

納税猶予制度では、先代経営者、後継者、対象会社それぞれに細かい要件が設けられています。主な要件は下表のとおりです。

先代経営者の主な要件（この他にも要件があります）

< 要件 >	< 内容 >
代表権保有要件	贈与（相続開始）前のいずれかの時点で対象会社の代表権を有していたこと ※贈与時点では代表権を有していないこと
筆頭株主要件	贈与（相続開始）直前において、同族関係者と合わせて対象会社の議決権の 50%超を有すること かつ 当該同族関係者（本納税猶予の適用を受ける後継者を除きます）の中で筆頭株主であること

後継者の主な要件（この他にも要件があります）

< 要件 >	< 内容 >
年齢要件 （贈与のみ）	贈与時において 18 歳以上であること
代表権保有要件	贈与時（相続の場合は相続開始から 5 カ月以内）に対象会社の代表権を有していること
役員要件	贈与（相続開始）直前において対象会社の役員であること
筆頭株主要件	贈与（相続開始）時に同族関係者と合わせて対象会社の議決権の 50%超を有すること かつ 当該同族関係者の中で筆頭株主であること

対象会社の主な要件（この他にも要件があります）

< 要件 >	< 内容 >
中小企業者要件	対象会社及び一定の子会社が中小企業者（法人税法における中小企業者の範囲とは異なります）に該当すること
従業員要件	対象会社の常時使用する従業員の数が 1 人以上（一定の外国子会社が存在する場合は 5 人以上）であること
資産保有型会社 非該当要件	一定の資産保有型会社に該当しないこと
資産運用型会社 非該当要件	一定の資産運用型会社に該当しないこと
収入金額要件	対象会社の主たる事業活動から生じる収入金額（営業外収益、特別利益以外のもの）がゼロでないこと
議決権制限株式 非適用要件	適用対象となる株式は議決権行使に制限が無いこと

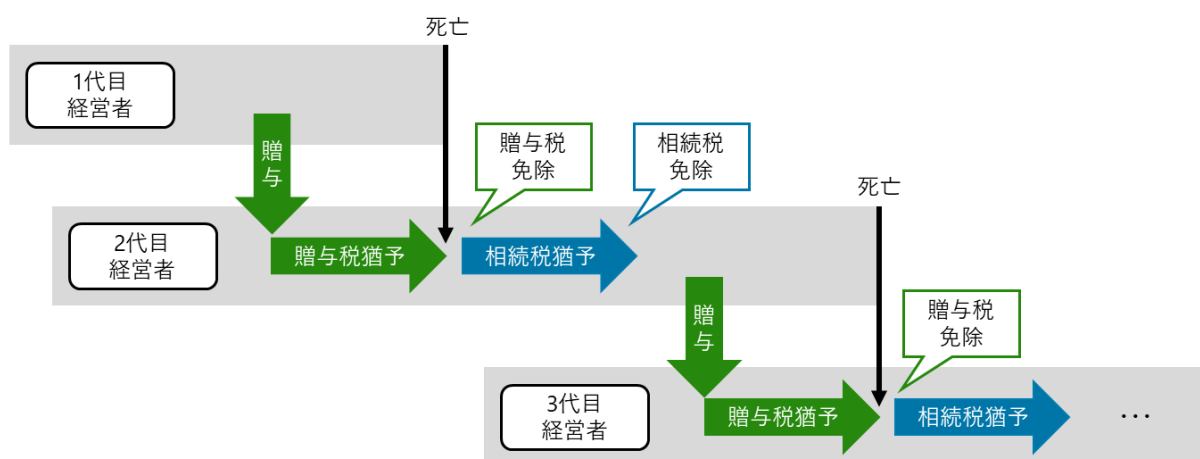
意外と漏れやすいポイントは、対象会社要件のうち、「中小企業者要件」「従業員要件」「収入金額要件」です。

「中小企業者要件」 のポイント	中小企業者の判定については、会社の業種目ごとに要件が異なるため留意が必要です。例えば卸売業を営む会社においては資本金 1 億円以下または従業員数 100 人以下の場合に中小企業者に該当しますが、ソフトウェア業・情報処理サービス業・旅館業を除くサービス業は、資本金 5000 万円以下または従業員数 100 人以下の場合に中小企業に該当します。
「従業員要件」 のポイント	常時使用する従業員の数が 1 人以上であることが必要です。ここでいう「常時使用する従業員」とは、原則として、厚生年金保険又は健康保険のいずれかの加入者となっている従業員を指します。 また、一定の外国子会社が存在する場合は要件が 1 名から 5 名に増加するため、本制度適用に際しては、対象会社の資本関係を確認しておく必要があります。
「収入金額要件」 のポイント	主たる事業活動から生じる収入金額があることが要件になっています。事業会社の資産管理会社において納税猶予を適用しようとする場合、資産管理会社では事業会社からの配当収入のみ発生し、事業収益が無い場合も多いため、当該要件については留意が必要です。

納税猶予の流れ

先代経営者である贈与者が死亡した場合には、猶予されている贈与税は免除されますが、納税猶予に係る贈与により取得した対象会社株式は、先代経営者から後継者が相続又は遺贈により取得したものとみなされて、相続税の課税を受けることになります。ただし、その際に、都道府県知事による一定の確認（円滑化法の確認）を受け、一定の要件を満たす場合、相続税の納税猶予の適用を受けることができます。また、納税猶予の適用を受けた相続税は、対象会社株式を次の後継者へ、納税猶予の適用を受ける贈与により承継した場合には、その贈与株式に対応する部分の税額は免除されます。このように、その時々において一定の要件を充足する納税猶予の適用に係る承継をしていくことで、納税猶予を継続することが可能と考えられます。ただし、28 年以降の贈与・相続においては全額の納税猶予とはなりませんので、留意が必要です。

納税猶予の流れ（すべての贈与・相続が特例制度の対象となる場合のイメージ）



納税猶予の打ち切り事由

納税猶予制度の適用に係る株式承継後、対象会社にて一定の組織再編成の発生や、対象株式の譲渡等が行われた場合等には、猶予された税額の納付が必要になる場合があります。今後の事業計画に一定の制約がかかる可能性があるため、将来の事業計画も見据えた制度適用の検討が重要です。

同族会社等の行為計画否認規定

納税猶予制度には、いわゆる同族会社等の行為計算否認規定が設けられています。当該規定に基づき、納税猶予制度の適用により先代経営者・後継者又はその同族関係者の相続税又は贈与税の負担を不当に減少させると認められる場合、税務署長は、納税猶予制度の適用について一定の決定を行うことができます。各適用要件を形式的に満たすただけに経済合理性に欠ける取引等を行う場合には、当該行為計算否認規定が適用される可能性があります。

納税猶予制度の活用に向けて

特例制度の適用を受けるための期限としてまず注意すべきなのは、特例承継計画書の提出期限です。提出期限は 26 年 3 月 31 日までとなっています。特例承継計画書の準備を進めつつ、あわせて他の適用要件を満たしているかどうかを確認することが肝要です。また本制度には、株式承継時に満たす必要がある要件と、承継後も引き続き満たす要件があります。本制度適用に際して、対象会社のビジネスに合致した持続可能な形となっているかが重要です。現在だけでなく将来も見据え、専門家の助言を得ながら総合的に検討をしていくことが求められます。

執筆者



梅村 芳志 (うめむら よしゆき)

デロイト トーマツ税理士法人
ファミリーコンサルティング
パートナー

税理士。2010 年に日系大手税理士法人へ入社。事業承継を中心とした業務に従事する。同法人の地区事務所長に就任し、事務所立ち上げから規模拡大を指揮した実績を有する。2020 年 5 月にデロイト トーマツ税理士法人へ入社。2024 年 6 月にデロイト トーマツ ファミリーオフィスサービス合同会社執行役へ就任。



鑄谷 真太郎 (いだに しんたろう)

デロイト トーマツ税理士法人
ファミリーコンサルティング
マネジャー

税理士。他の税理士法人を経て、2016 年に同税理士法人へ入社。国内外の M&A に関する税務ストラクチャリングやデューデリジェンス業務に従事した後、現在は、非上場会社のオーナー家等に資産承継・経営承継支援サービスを提供している。

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人
ファミリーコンサルティング
東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号丸の内二重橋ビルディング

Tel : 03-6213-3800 (代)

email : family-consulting@tohmatsu.co.jp

- 会社概要 : www.deloitte.com/jp/tax
- 税務サービスの詳細 : www.deloitte.com/jp/tax-services
- ファミリーオフィス／ファミリーガバナンスサービス :
<https://www.deloitte.com/jp/ja/services/tax/services/familyoffice.html>
- 国際資産税／海外相続手続／相続税申告・還付／生前対策／不動産オーナー向けコンサルティングサービス :
https://www.deloitte.com/jp/ja/services/tax/services/estatetax.html?icid=top_estatetax
- 事業承継（経営承継） :
https://www.deloitte.com/jp/ja/services/tax/services/business-succession.html?icid=top_business-succession
- デロイト トーマツ ファミリーオフィスサービス合同会社 会社概要 :
<https://www.deloitte.com/jp/ja/about/group/deloitte-tohmatsu-family-office-services.html>
- Forbes JAPAN | Deloitte のファミリーオフィスサービス専用サイト :
<https://forbesjapan.com/feat/family-office-services/>

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家に相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

IS/BCMS それぞれの認証範囲はこちらをご覧ください

<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.